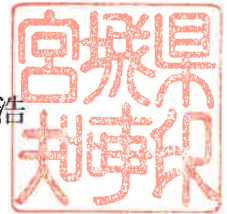


令和2年6月24日

原子力災害対策本部長

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿

宮城県知事 村 井 嘉 浩



宮城県で捕獲されたシカの肉の「出荷・検査方針」の見直しについて
「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」に基づき、平成29年12
月27日に定めた本県の「出荷・検査方針」を別添のとおり見直したので、提出する。

(別添)

出荷・検査方針

1 ニホンジカ肉の放射性物質検査

- (1) 食肉加工を目的として石巻市の食肉処理加工施設「丸信ワイルドミート（宮城県石巻市小船越字内田 2 3 - 1）」、「アントラークラフツ（宮城県石巻市小積浜字谷川道 4 4）」及び女川町の食肉処理加工施設「三陸リアス式ジビエ管理組合（宮城県牡鹿郡女川町鷺神二丁目 1 3 番地 2）」（以下、「処理加工施設」という。）が受け入れたニホンジカ肉については、全頭につき、宮城県が自ら又は宮城県が指定する検査機関に委任し、放射性物質についての精密検査を行う。
- (2) (1)の検査において、その放射性セシウムの検査結果が 100 Bq/kg 以下の場合は、検査したニホンジカ肉は出荷しても差し支えないものとする。
- (3) (1)の検査において、その放射性セシウムの検査結果が 100 Bq/kg を超過した場合は、処理加工施設において廃棄するものとする。

2 処理加工施設におけるニホンジカ個体の受入計画

受け入れたニホンジカ個体の効率的な精密検査を行うため、処理加工施設は、宮城県と協議の上、月毎に受入計画を作成する。

3 処理加工施設における管理等

(1) ニホンジカ個体の受入及び確認

- ① 受け入れるニホンジカ個体は、石巻市職員（嘱託員）及び女川町職員立ち会いの下で、捕獲者、捕獲日時、捕獲場所等ニホンジカ個体の捕獲に関する情報を確認し、処理加工施設が引渡を受けるものとする。
- ② 処理加工施設は引渡を受けたニホンジカ個体に識別のための個体番号を付し、①の捕獲に関する情報、体重、性別、検査結果等を記録する搬入・処理管理台帳を作成する。
- ③ 処理加工施設は、ニホンジカ個体を受け入れるに当たって作成した搬入・処理管理台帳の写しを石巻市及び女川町に提出する。
- ④ 石巻市及び女川町は、処理加工施設から提出された搬入・処理管理台帳を、速やかに、宮城県に提出し、両方で情報を共有することで適切にニホンジカ肉の管理を行う。

(2) ニホンジカ肉の保管・管理

- ① 受け入れたニホンジカ個体は、解体処理を行い、保冷庫で保管する。
- ② 石巻市職員（嘱託員）及び女川町職員は、検査の試料採取及び検査機関への送付を行うとともに、宮城県にこの旨報告する。
- ③ ニホンジカ肉は、検査結果が判明するまで、処理加工施設において、検査未了であることを明示し、適切な個体分別の下で保管・管理を行う。
- ④ 宮城県は、検査機関から検査結果を受理し、「ニホンジカ肉の放射性物質検査結果通知書」を作成する。
- ⑤ 処理加工施設は、宮城県から「ニホンジカ肉の放射性物質検査通知書」を受理し、100Bq/kg を超過した個体の肉等が誤って出荷されないよう、その旨を明示して分別管理を行う。
- ⑥ ニホンジカ肉の検査結果において、100Bq/kg を超過した場合は、宮城県又は石巻市及び女川町の職員が個体番号等を基に検査結果と現物を照合し、廃棄用容器への投入に立ち会って、廃棄したことを確認する。

(3) ニホンジカ肉の出荷管理及び表示

検査の結果、100Bq/kg 以下であることが確認されたニホンジカ肉のみを出荷可能とし、出荷に当たり、宮城県、石巻市、女川町及び処理加工施設は、全てのニホンジカ肉について個体番号毎に管理し、これを記した出荷・販売台帳を処理加工施設が作成する。また、出荷・販売製品の包装パッケージ等に、個体番号及び放射性物質が基準値以下である旨の表示を行う。

4 情報の提供

宮城県、石巻市、女川町及び処理加工施設は、消費者・流通業者等に対して適時・的確に検査結果などの情報を提供するとともに、今後、この「出荷・検査方針」に基づき、処理加工施設が出荷・販売し流通しているニホンジカ肉は、食品衛生上問題ないものであることを周知する。